

第1回 瑞浪市中山道整備基本計画策定懇談会

日時：令和6年11月22日（金）

13時30分～

場所：瑞浪市役所（全員協議会室）

次 第

1. あいさつ

2. 出席者紹介

3. 座長選出

4. 説明事項

1) 事業概要とスケジュール（p2-5）

2) 史跡中山道とこれまでの整備の概要（第3章の素案/p6-35）

5. 意見・助言を求める事項

1) 基本理念、基本方針と整備対象（第5章の素案/p36、資料1・2）

2) 街道（路面）の整備手法について【資料1】

3) 一里塚の整備手法について【資料2】

6. その他

瑞浪市中山道整備基本計画策定懇談会要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市の中山道及び関連文化財の適切な整備及び修繕を行うための計画策定について、専門的な見地及び市民の立場から幅広く意見又は助言を求めるため、瑞浪市中山道整備基本計画策定懇談会（以下「懇談会」という。）を開催することに関し必要な事項を定めるものとする。

(意見等を求める事項)

第2条 懇談会において意見又は助言を求める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 中山道及び関連文化財の整備に関すること。
- (2) 中山道及び関連文化財の修繕に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認めること。

(参加者)

第3条 懇談会の参加者は、次に掲げる者のうちから市長が依頼する。

- (1) 学識経験者
- (2) 史跡整備に関する見識を有する者
- (3) 治山に関する見識を有する者
- (4) まちづくりに関する見識を有する者
- (5) 関係行政機関の職員
- (6) その他市長が必要と認めた者

2 前項の場合において、市長は、原則として、第5条に規定する開催期間中、同一の者に継続して懇談会への参加を求めるものとする。

(運営)

第4条 懇談会の参加者は、その互選により懇談会の会議（以下「会議」という。）を進行する座長を定める。

2 市長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(開催期間)

第5条 懇談会の開催期間は、2年間を目途とする。

(庶務)

第6条 懇談会の庶務は、スポーツ文化課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、懇談会に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年6月1日から施行する。

瑞浪市中山道整備基本計画策定懇談会 名簿

氏 名	区 分	所属等
秋山 晶則	学識経験者	岐阜聖徳学園大学（教育学部 教授）
澤井 計宏		瑞浪市文化財審議会（委員）
豊田 富士人	史跡整備	大垣市（副市長／技術士）
中井 正幸		岐阜聖徳学園大学（特別研究員）
臼田 寿生	治山・森林土木	岐阜県森林研究所（主任専門研究員／技術士）
渡邊 俊美	まちづくり （地域住民）	日吉町まちづくり推進協議会（会長）
加藤 博一		大湫町コミュニティ推進協議会（会長）
棚橋 哲夫	行政機関	土木課（工務係長）
小野 友紀子	オブザーバー	文化庁 文化資源活用課
荻谷 菜々子		岐阜県 環境生活部県民文化局 文化伝承課
水野 義康	事 務 局	みずなみ未来部 スポーツ文化課長
砂田 普司		みずなみ未来部 スポーツ文化課 歴史文化係長
河野 和弘		みずなみ未来部 スポーツ文化課 歴史文化係

瑞浪市中山道整備基本計画 章立て（案）

第 1 章	計画策定の経緯と目的	備 考
	第 1 節 計画策定の経緯 第 2 節 計画策定の目的 第 3 節 委員会の設置 第 4 節 関連計画	
第 2 章	史跡中山道ならびに周辺環境	
	第 1 節 自然・地理的環境 第 2 節 社会環境 第 3 節 歴史的環境	
第 3 章	史跡中山道の概要	
	第 1 節 中山道の概略 第 2 節 史跡中山道の現況 第 3 節 これまでの調査の概要 第 4 節 これまでの整備の概要	←当懇談会の該当部分 ←当懇談会の該当部分 ←当懇談会の該当部分 ←当懇談会の該当部分
第 4 章	史跡中山道の現状と課題	
	第 1 節 保存管理の現状と課題 第 2 節 整備の現状と課題 第 3 節 公開活用の現状と課題 第 4 節 運営体制の現状と課題	
第 5 章	史跡中山道整備基本計画	
	第 1 節 基本理念 第 2 節 基本方針と整備理念 第 3 節 遺構保存計画 第 4 節 遺構修繕計画 第 5 節 植栽計画 第 6 節 サイン計画	←当懇談会の該当部分 ←当懇談会の該当部分 ←当懇談会の該当部分
第 6 章	事業推進に関する計画	
	第 1 節 事業推進の課題 第 2 節 整備スケジュールと 整備内容	
附章	整備概算事業費	

瑞浪市中山道整備基本計画策定のスケジュール（予定）

年度	月	【瑞浪市担当】		【業者担当】	
		懇談会開催	計画書執筆	図表の作成等	懇談会支援
令和6年度	4月				
	5月				
	6月				
	7月		●		
	8月		↓	●	
	9月		↓	↓	
	10月		↓	↓	
	11月	●	↓	↓	●
	12月		↓	↓	
	1月		↓	↓	
	2月	●	↓	↓	●
	3月		↓	↓	
令和7年度	4月		↓	↓	
	5月		↓	↓	
	6月		↓	↓	
	7月	●	↓	↓	●
	8月		↓	↓	
	9月		↓	↓	
	10月	●	↓	↓	
	11月		↓	↓	
	12月		↓	↓	
	1月		↓	↓	
	2月	●	↓	↓	
	3月		↓	↓	

第3章 史跡中山道の概要

第1節 中山道の概略

中山道は、近世五街道の一つであり、東海道と並んで江戸と京都を結ぶ主要な街道です。徳川家康が中山道に伝馬制を設定したのは、東海道に伝馬制が設定された翌年、慶長7年（1602）のこととされ、徳川家康が御嶽宿（御嵩宿）の野呂氏に下した「御嶽宿伝馬掟朱印状」（野呂家文書）には以下の記載があり、中山道における伝馬制の成立を知ることができます。また、同様の文書は同年3月7日付で岐阜町にも出されています。

（徳川氏伝馬朱印）

此御朱印無之して、人馬押立者あらハ、其郷中出合打ころすへし、
若左様ニならさる者在之者、主人を聞届可申物也
慶長七年二月廿四日 朱印

江戸を結ぶ街道として東海道と中山道の2街道が整備された理由には諸説ありますが、一方の街道に災害などが生じた際の備えのため、また主要な木材産地として経済的に重要であった木曽谷を押さえるためであったとも言われます。

また、慶長9年（1604）からは日本橋を起点として一里塚が築かれるようになり、目印あるいは風雨による損壊防止などを目的として榎や松などが植えられました。

『当代記』には以下の記載があり、その成立や標準とされたと思われる規模（5間四方：約9.1m×9.1m）を知ることができます。

慶長九年八月 諸道に一里塚を築く

（八月）

当月中関東從_二右大将秀忠公_一、諸国道路可_レ作_レ之由使相上、広サ五間也、一里塚五間四方也、関東奥州迄右之通ナリ、木曽路同如_レ此、

また、『新編相模国風土記稿』には以下の記載があり、東海道の事例ではありますが、当時の一里塚の高さ（1丈5尺：約4.5m）を知ることができます。

○一里塚 西海子坂の下海道の左右にあり、各高一丈五尺（後略）

美濃国内の中山道を見てみても、北国海道や伊勢街道など多くの脇往還とつながる交通の要所であり、軍事的にも経済的にも重要な街道であったと考えられます。そして、美濃国内の中山道整備に大きな役割を担ったのは美濃国奉行大久保長安（石見守）と言われます。瑞浪市域には慶長9年（1604）に大湫宿、同15年（1610）に細久手宿が新たに設置されましたが、この両宿の設置についても大久保長安が深

く関わっていたようです。家康が腹心である長安を美濃国奉行に任じた背景にはいまだ大阪に健在であった豊臣家、九州の島津など去就の定かでない大名が多数残っていたことによるとされています。

しかし、元和元年（1615）の大坂冬の陣で豊臣家が滅亡すると幕府の脅威は取り除かれ、西国の押さえという美濃国の戦略的位置は大きく変化し、その支配は幕府に替わって尾張藩が大きな役割を担うようになりました。

道中政策（街道の諸政策）を概観すると、上記のように中山道には慶長7年（1602）に伝馬制が設置され、各宿場には通行を支えるための人足と馬を常備することが義務付けられました。しかし、通行量の増加によって次第に人馬が不足するようになり、寛永12年（1635）に参勤交代が義務付けられると人馬の不足は恒常化し、寛永17年（1640）には周辺の村々からも人馬を提供させる「助郷制度」が定められました。

万治5年（1659）、幕府に道中奉行の役職が設置されると、これ以後は道中奉行と勘定奉行の協議によって五街道の道中政策が執行されるようになりましたが、五街道以外の道中政策は勘定奉行が所管し、代官や領主を介して間接的に執行したようです。しかし、道路管理の実務（道路や松並木の維持・補修、掃除・除雪等）は宿場や近村の人々の任務であり、宿場などに割り当てられた管理区域は「掃除丁場」と呼ばれました。

瑞浪市域の中山道を見てみても、『中山道宿村大概帳』には、平時は宿場の住人や隣村の住人が行ったこと、大規模な通行の際は尾張藩から周辺の村々へ追加徴発が行われたことが記されています。また『古今諸留記』には、細久手宿・大湫宿・釜戸村（瑞浪市）、正家村・藤村（恵那市）の住民が道作（道路のメンテナンス）を行ったことが記されており、道路の維持において周辺住民が重要な役割を果たしていたことを知ることができます。

第2節 史跡中山道の現況

中山道は、昭和62年（1987）年に長野県小県郡長和町、同県木曽郡南木曽町内の一部区域の道路と交通遺跡が国史跡に指定され、平成3年（1991）に長和町内で追加指定がなされました。

岐阜県内では、平成22年（2010）に中津川市内の一部区域の道路（約2.5 km）と「新茶屋の一里塚」「落合宿本陣」「落合宿の常夜灯」の3か所の交通遺跡が国史跡に追加指定され、平成28年（2016）には可児郡御嵩町内の一部区域約3.6 kmが追加指定されました。

瑞浪市内には、江戸日本橋から数えて47番目の宿場である大湫宿、48番目の宿場である細久手宿が置かれ、市内の中山道は延長約14.3 kmに及んでいます。一部区域については県道と重複していることから拡幅等の改変が加えられていますが、その他の区域では随所に往時の面影を伝えているほか、連続する4か所の一里塚も良好な状態で保存されています。そのため瑞浪市では平成4年度（1992年度）から

同 19 年度（2007 年度）にかけて、国庫補助事業「歴史の道整備事業」による中山道及び交通遺跡の整備を実施しました（平成 4 年度は市の単独事業）。

そして、令和元年 10 月 16 日付けで整備区間の大部分（史跡指定の条件が整った区域）、延長約 4.2 km の区域が、文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）第 109 条第 1 項の規定に基づき、国史跡として追加指定されました。

■ 指定区域

所在地	地域
岐阜県瑞浪市日吉町字奥ノ田	2058 番 2
同 日吉町字八瀬沢	6261 番 1 のうち実測 19.08 平方メートル、6261 番 2、6261 番 3 のうち実測 2060.78 平方メートル
同 日吉町字大越	6838 番 1
同 日吉町字鴨ノ巣	8711 番 1、8732 番 3、8732 番 4、8732 番 5、8732 番 6、8732 番 7
同 日吉町字平岩	9102 番 6、9102 番 7
同 日吉町字平尾	9228 番 1
同 大湫町字八瀬沢	3 番 2 のうち実測 1337.08 平方メートル、22 番 32 のうち実測 46.28 平方メートル、23 番、23 番 2 のうち実測 705.01 平方メートル
同 大湫町字割山	221 番 133 のうち実測 49.17 平方メートル
同 大湫町字向山	531 番 3 のうち実測 414.62 平方メートル
同 大湫町字牛ヶ洞	577 番 4 のうち実測 6886.60 平方メートル
同 大湫町字細久手	618 番 1、618 番 2、621 番 1 のうち実測 172.80 平方メートル、621 番 94
	右の地域に介在する道路敷、岐阜県瑞浪市大湫町字土橋 116 番 1 と同大湫町字土橋 117 番 4 に挟まれ同大湫町字土橋 116 番 1 と同大湫町字土橋 119 番 6 に北接する道路敷に挟まれるまでの道路敷を含む。

※上記指定区域は、令和元年 10 月 16 日付け文部科学省告示第 83 号から転載したものです。

■ 史跡指定の概要

指定名称	中山道
所在地	瑞浪市日吉町 8 7 1 1 番 1 外 2 5 筆等
面積	88,859.95 m ² ※内瑞浪市指定面積…39,680.81 m ² ※その他の指定区域…長野県小県郡長和町、同県木曽郡南木曽町、岐阜県中津川市、同県可児郡御嵩町
指定基準	六 交通・通信施設、治山・治水施設、生産施設その他経済・生産活動に関する遺跡

※上記指定基準のうち、本史跡は「交通・通信施設」に該当します。

■ 史跡指定の理由

中山道は、江戸時代の五街道の一つで、江戸日本橋から草津宿で東海道に合流するまでの街道で、中仙道とも表記されたが、享保元年（1716）、幕府は、東山道の内の中筋の道として中山道の表記を採用した。一番目の武蔵板橋宿から近江森山宿までの 67 宿と、東海道の草津・大津両宿を合わせ、「中山道六十九次」とも呼ばれ、東海道と並ぶ重要な街道であった。

長野県小県郡和田村（現・長和町）の 27 番目の長久保宿付近から 28 番目の和田宿を経て和田峠まで、同県木曽郡南木曽町の 41 番目の三留野宿付近から岐阜県境の馬籠峠までが昭和 62 年に指定され、平成 3 年に追加指定が行われた。さらに平成 22 年には、岐阜県中津川市域のうち、馬籠峠から 44 番目の落合宿にかけて、平成 28 年には御嵩町のうち、48 番目の細久手宿から 49 番目の御嶽宿までの一部が追加指定された。

今回、追加指定を行おうとするのは、瑞浪市域の中山道である。瑞浪市内の中山道は丘陵部の尾根部を通過している。十三峠の権現山一里塚付近から、47 番目の大湫宿手前までの約 1.8 キロメートル、大湫宿から 48 番目の細久手宿までのうちの琵琶峠付近の約 1 キロメートル、奥之田一里塚、細久手宿から御嵩町境にある鴨之巣一里塚までの約 1.2 キロメートルである。

権現山一里塚のある十三峠は天保 13 年（1842）刊行の『東海木曽両道道中懷宝図鑑』に「大久手より大井の間を十三峠といふ。さかおほし」と記され、宝永八年（1711）銘の尻冷やし地蔵や、阿波屋の茶屋跡、天保 11 年銘の三十三所観音石窟などがある。琵琶峠付近には八瀬沢一里塚や石畳等がある。琵琶峠は、文化 2 年（1805）刊行の『木曽路名所図会』などにも描かれた名勝地であり、美濃国内の中山道で標高が最も高い。細久手宿付近の急坂には天保 11 年銘の秋葉坂三尊石窟がある。

瑞浪市では平成 4 年度から 19 年度にかけて歴史の道整備事業を行い、道路や石畳、案内看板、道標等の整備を実施した。平成 20 年度からは中山道を活用したウォーキングイベントが行われている。なお、平成 8 年には文化庁選定「歴史の道百選」に選定されている。

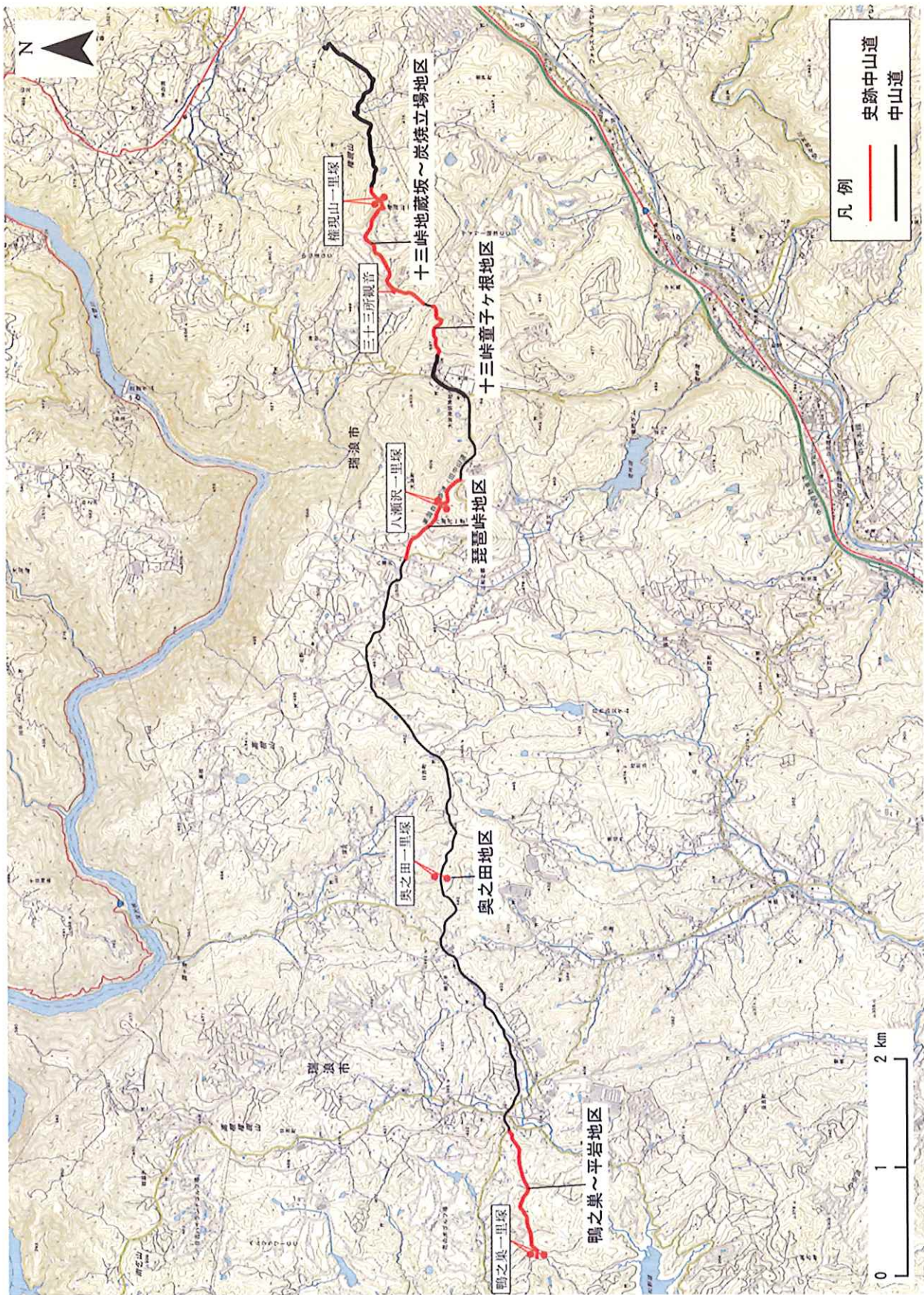
以上のように瑞浪市内の中山道は、4 対の一里塚が良好に残り、全体として随所に往時の面影を伝えている。よって史跡に追加指定し保護の万全を図るものである。※上記指定理由は『月刊 文化財』9 月号より転載（漢数字はアラビア数字に修正）したものです。

■ 土地所有の状況（瑞浪市域分）

指定地：39,680.81 m²（市有地：29,815.70 m²、財産区有地：9,865.11 m²）

■ 管理団体指定告示

瑞浪市（令和 2 年 2 月 27 日付け文化庁告示第 8 号による）。



図● 中山道指定区域図（瑞浪市域）

■ 指定範囲の地区区分

本史跡は指定区域が大きく5地区に分かれており、地区ごとに立地や社会環境などが異なります。以下に各地区の特徴などを記載します。

《鴨之巣～平岩地区》

西は可児郡御嵩町との境から、東は県道65号線との合流箇所に至るまでの延長約1250mの地区で、中山道は主として丘陵の尾根を通過しています。全体的に起伏の少ない地区で、西端部には鴨之巣一里塚（1対）が良好な状態で残されています。東端部付近の急坂は付近に秋葉神社（石祠）があることから秋葉坂（あきばざか）と呼ばれ、付近には天保11年（1841）に道中安全を祈願して整備されたとみられる秋葉坂三尊石窟（石仏はそれ以前に造立）も所在しています。指定区域内の中山道は未舗装で、周辺は山林となっています。

なお、指定範囲のうち街道（里道）部分は市道平岩・御嵩線に認定されており、車両の乗り入れが可能です。また、指定範囲のうち里道以外の部分（里道両側）は、かつて中山道の松並木として管理されていた部分です。

《奥之田地区》

中山道沿いの尾根部に、奥之田一里塚（1対）が良好な状態で残され、この一里塚が単独で指定されています。

なお、中山道（史跡指定範囲外）はアスファルト舗装がなされ、県道恵那・御嵩線に認定されており、車両の通行が可能です。

《琵琶峠地区》

旧細久手宿と旧大湫宿の間に位置する琵琶峠は旧美濃国内の最高所で、日吉町と大湫町の境界です。琵琶峠は標高約557m、比高差は西登り口とは約69m、東登り口とは50mを測り、文化2年（1805）刊行の「木曾路名所図会」や、文政9年（1826）刊行の「諸国巡覧 懷宝道中図鑒」などの道中図（ガイドブック）にも描かれた名勝地でもあります。

かつて、琵琶峠の頂上からは御嶽山や白山等が眺望できたとされますが、現在は立木の影響によりそれらを見ることはできません。地区の両端（西登り口、東登り口）とも県道65号線との合流箇所となっており、中山道は概ね琵琶峠を直線状に横断する道筋をとり、峠の頂上付近の西側には八瀬沢一里塚（1対）が良好な状態で残されています。

地区内の中山道は丘陵の南向き斜面および谷部を通過し、延長は約1010mを測ります。そのうち西側約300mは未舗装で、東側約700mの範囲には石畳が復元整備されていますが、市道北野・八瀬沢2号線との交差点においては石畳が分断されています。琵琶峠に石畳が敷かれた時期については明らかではありませんが、天保2年（1831）までには敷設されていたものとみられ、一部の石材には現在でも矢穴痕を確認することもできます。明治時代以降、その存在は忘れ去られていましたが、

昭和 45 年に発見されて測量調査などが実施されました。

なお、指定範囲は里道であり一部区域を除いて車両の乗り入れは困難です。また、琵琶峠西上り口付近には鴨之巣～平岩地区と同様に、かつて中山道の松並木として管理されていた部分が含まれます。

さらに、木曾路名所図会に描かれた母衣岩・烏帽子岩（ニツ岩）は、史跡の指定範囲外に位置しています。

《十三峠童子ヶ根地区》

大湫集落から旧大井宿（恵那市）に至るまでの区間は、起伏が激しいことから十三峠と呼称される難所で、天保 13 年（1842）刊行の道中記「東海木曾両道道中懷宝図鑑」には「大久手より大井の間を十三峠といふ、さかおほし」の記載が見られます。しかし、実際にはそれ以上の起伏があり、出典は不明ながら「十三峠にまけ七つ（おまけが七つ）」と言われたと伝えられています。

当地区は十三峠の西端部にあたり、西は宗昌寺北側に位置する寺坂付近から、東は市道大湫・神田線に至るまでの延長約 510m の地区です。主として丘陵の南向き斜面を通り、寺坂東部の平坦部は童子ヶ根、その東側に山神坂が位置しています。また、地区東端部の坂はしゃれこ坂と呼ばれていますが、かつては牛ヶ洞坂とも呼ばれ、道標を兼ねた名号碑が建てられています。指定区域内の中山道は未舗装で、周辺は山林となっています。

なお、指定範囲は市道大湫・細山線に認定されており、車両の乗り入れが可能です。また、中山道は地区東端部で市道大湫・神田線と交差していますが、歩行者の安全確保のため、平成 14・15 年度に瑞浪市の単独事業により路線変更工事を実施しています。

《十三峠地藏坂～炭焼立場地区》

西は市道大湫・神田線との交差箇所から、東は釜戸町に至るまでの延長約 1,480 m の地区で、主として丘陵の尾根部を通過します。地区の西端部に位置する坂は地藏坂と呼ばれ、坂の途中には宝永 8 年（1711）に造立され、坂の名称の由来ともなった尻冷やしの地藏が祀られています。地藏坂の東側には阿波屋の茶屋跡又はおつるが茶屋跡とも呼ばれる平坦面があり、その北側には三十三所観音石窟が残されています。天保 11 年（1840）に道中安全を祈願して築かれた石窟で、内部にはその名のとおり 33 体の石仏が祀られています。この石窟の東側の坂は曾根松坂と呼ばれ、かつては寛政 11 年（1799）に尾張藩の命によって植えられた松並木が残されていたとされますが現在は確認できません。また、過去の調査では 120m に及ぶ石畳が確認されたようですが、現在では長さ 5 m、幅 2 m 程度の範囲でその痕跡が認められる程度です。

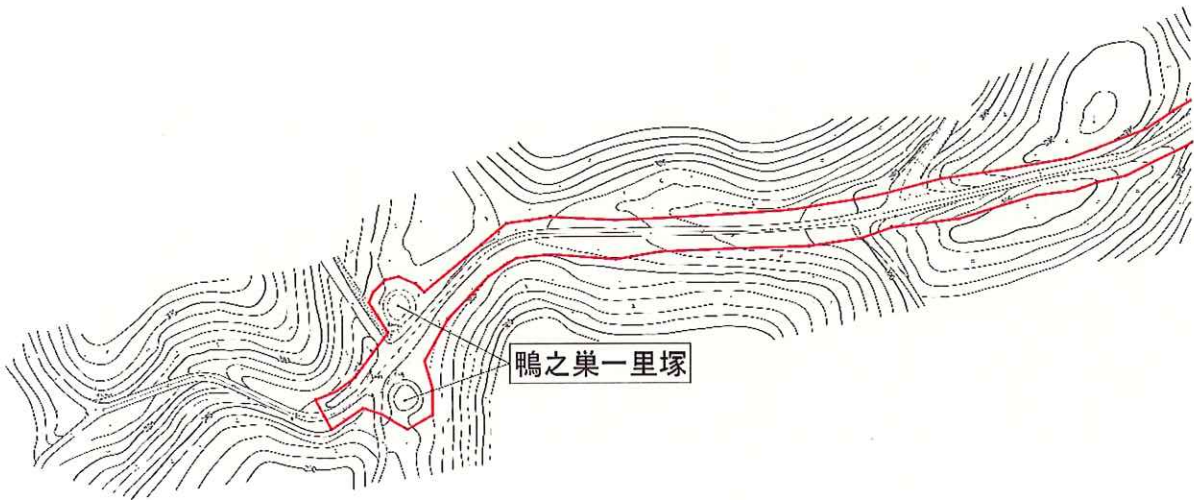
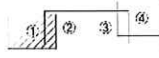
地区の東部には飲用水として利用された湧水地の跡も残り、巡礼水と呼ばれています。地区の東端部は釜戸町との境にあたり、ここに位置する坂は檜ノ木坂と呼ば

れ、小規模な石畳が復元整備されています。また、当該地には権現山一里塚（1対）が良好な状態で残されています。指定区域内の中山道は未舗装で、周辺は山林となっています。

なお、指定範囲は市道大湫・細山線に認定されており、一部を除いて車両の乗り入れが可能です。特に西端部の地蔵坂付近では大型車両の通行が認められるとともに、道筋の変更が認められ部分も確認されます。また、周辺にゴルフ場が位置していることからゴルフ場関連の工作物が設置されている場所も認められ、当該地区の中山道には上水道管と関連施設も敷設されています。

■ 指定範囲を示す地形図

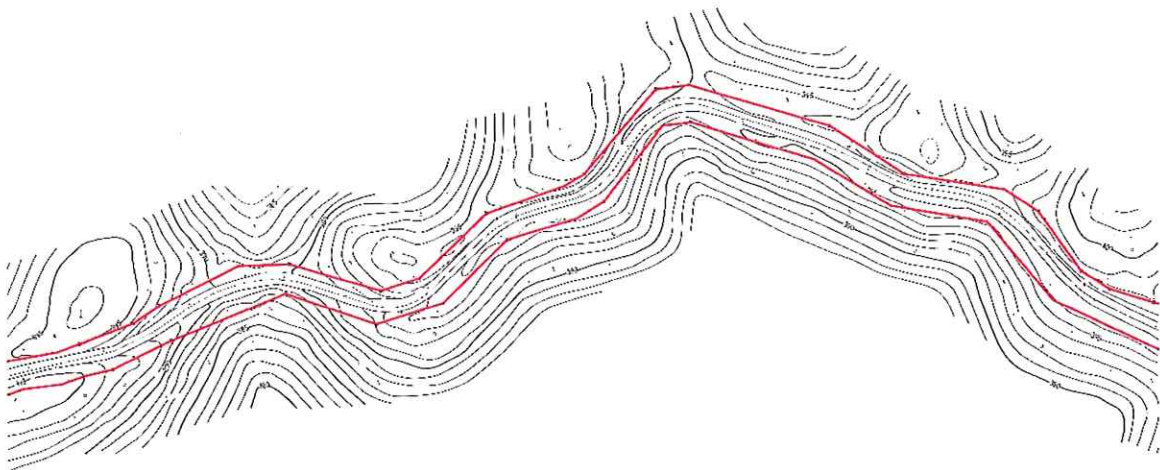
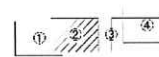
地形図 鴨之巣～平岩地区 1 / 4



— 史跡指定範囲

0 50m

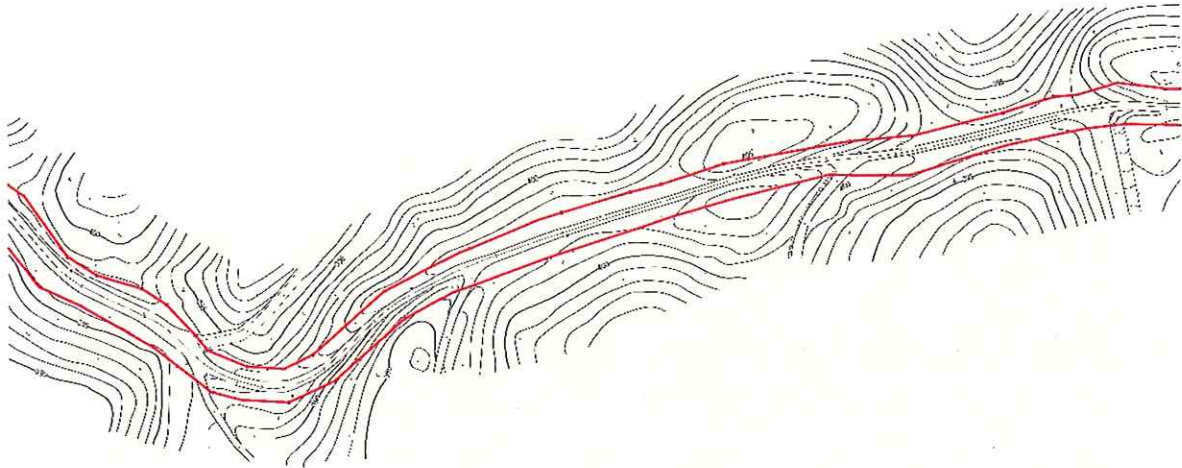
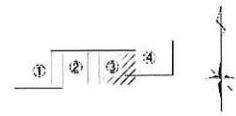
地形図 鴨之巣～平岩地区 2 / 4



— 史跡指定範囲

0 50m

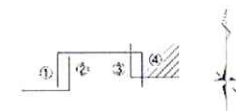
地形図 鴨之巣～平岩地区 3 / 4



— 史跡指定範囲

0 50m

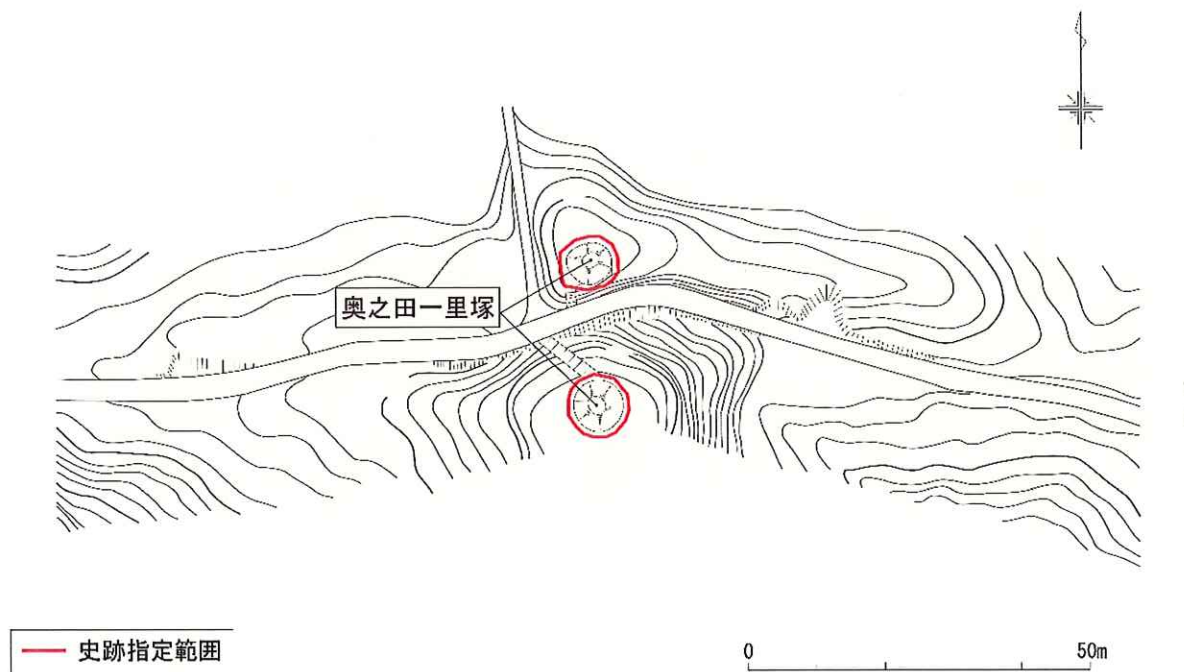
地形図 鴨之巣～平岩地区 4 / 4



— 史跡指定範囲

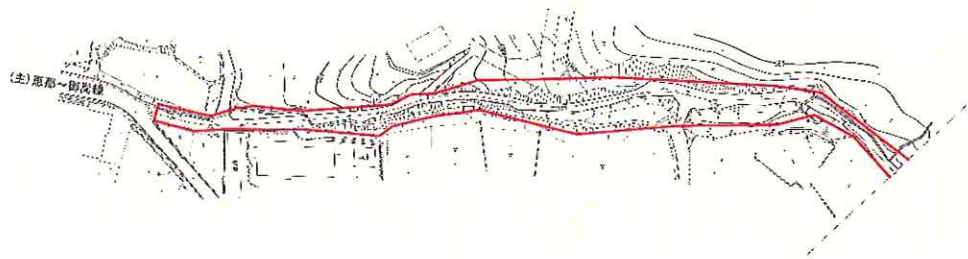
0 50m

地形図 奥之田地区





地形図 琵琶峠地区 1 / 4

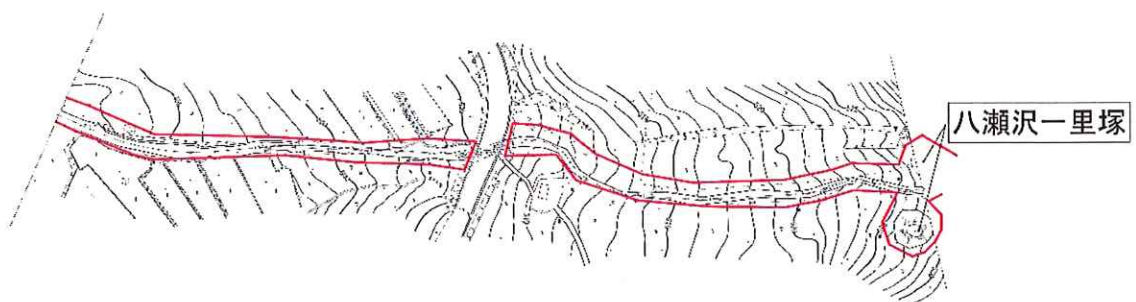


— 史跡指定範囲

0 50m



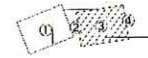
地形図 琵琶峠地区 2 / 4



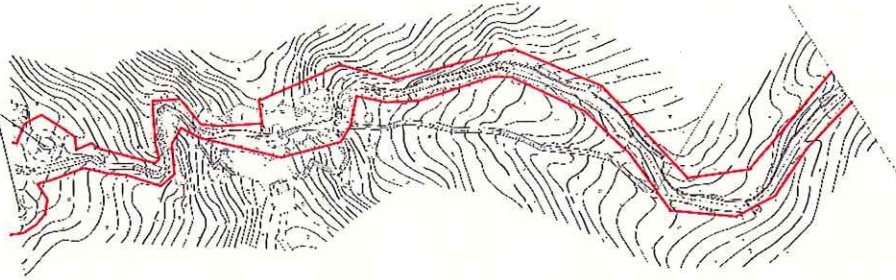
— 史跡指定範囲

0 50m

地形図 琵琶峠地区 3 / 4



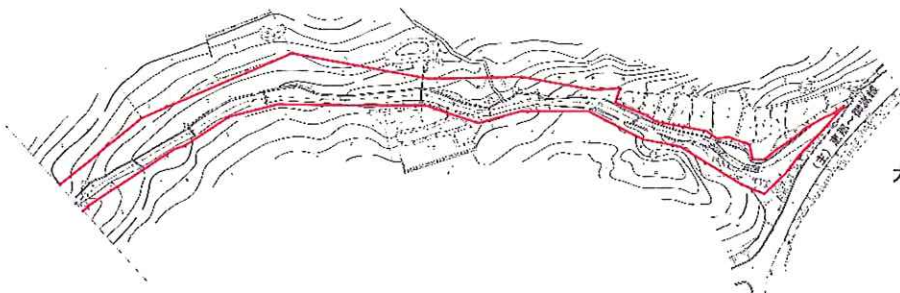
八瀬沢一里塚



— 史跡指定範囲

0 50m

地形図 琵琶峠地区 4 / 4



大湫病院

— 史跡指定範囲

0 50m